

サービス管理責任者基礎研修受講要件確認表

<受講対象者>

サービス管理責任者として従事しようとする者

下記⑦～⑩を全て満たし、全日程を受講できる者とします。

⑦指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者に配置予定の者

⑧「相談支援従事者初任者研修」修了者

(「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む)

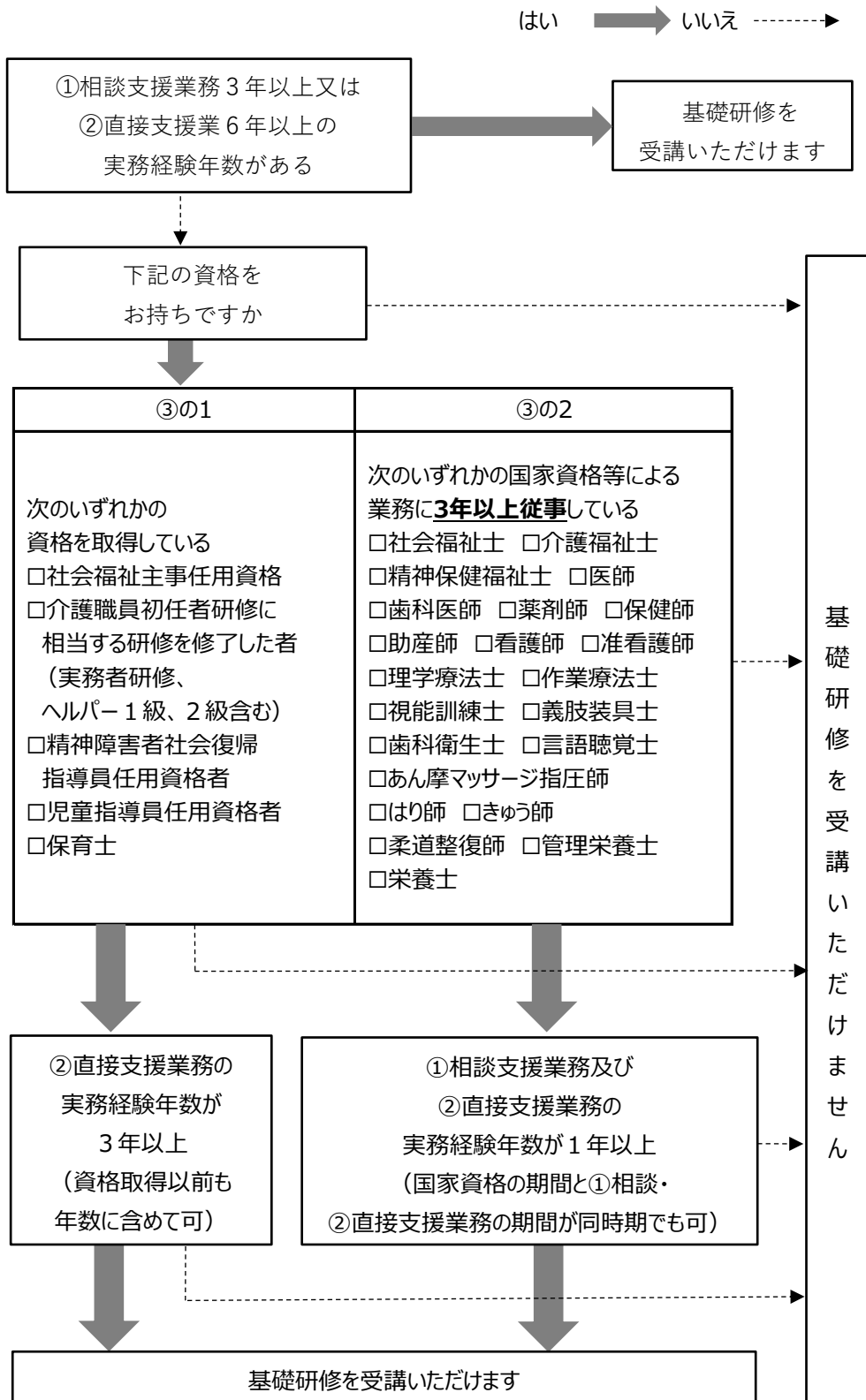
⑨研修開始日においてサービス管理責任者基礎研修の

受講要件となる実務経験年数を満たす者

(※) サービス管理責任者…

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

(平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号)」



基礎研修受講に必要な実務経験年数	サービス管理責任者の実務要件 国の基準で定められている実務要件
① 相談支援業務 3年以上	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業○身体障害者相談支援事業 ○知的障害者相談支援事業
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設 ○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○精神保健福祉センター ○救護施設及び更生施設○介護老人保健施設○介護医療院○地域包括支援センター
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ○特別支援学校
② 直接支援業務 6年以上	カ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者
	ア 施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○介護老人保健施設○介護医療院 ○療養病床○障害福祉サービス事業○障害児通所支援事業○老人居宅介護等事業 ○病院若しくは診療所又は薬局○訪問看護事業所
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○特例子会社○重度障害者多数雇用事業所
③ 通算3年以上 (②の直接支援業務者が が通算1年以上)	ウ 特別支援教育における職業教育の業務に従事する者 ○特別支援学校
	ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの (ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者
③ が通算1年以上	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、 国家資格等(※1)による業務に3年以上従事している者

※1 国家資格等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士のことをいう。

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。